令和７年　第４回（定例）高　鍋　町　議　会　会　議　録（第４日）

令和７年12月10日（水曜日）

議事日程（第４号）

令和７年12月10日　午前10時00分開議

日程第１　議案第69号　西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について
日程第２　議案第70号　高鍋町青少年問題協議会条例の廃止について
日程第３　議案第71号　高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第72号　高鍋町印鑑条例の一部改正について
日程第５　議案第73号　児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第６　議案第74号　高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について
日程第７　議案第75号　高鍋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第８　議案第76号　高鍋町保育所条例の一部改正について
日程第９　議案第77号　高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第10　議案第78号　高鍋町公園条例の一部改正について
日程第11　議案第79号　令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）
日程第12　議案第80号　令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第13　議案第81号　令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
日程第14　議案第82号　令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第15　議案第83号　令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第４号）

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第69号　西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について
日程第２　議案第70号　高鍋町青少年問題協議会条例の廃止について
日程第３　議案第71号　高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第72号　高鍋町印鑑条例の一部改正について
日程第５　議案第73号　児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第６　議案第74号　高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について
日程第７　議案第75号　高鍋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第８　議案第76号　高鍋町保育所条例の一部改正について
日程第９　議案第77号　高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第10　議案第78号　高鍋町公園条例の一部改正について
日程第11　議案第79号　令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）
日程第12　議案第80号　令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第13　議案第81号　令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
日程第14　議案第82号　令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第15　議案第83号　令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第４号）

出席議員（13名）

１番　日髙　正則君	２番　森﨑　英明君
３番　橋　　重文君	５番　春成　　勇君
６番　兒玉　秀人君	７番　中村　末子君
10番　森　　弘道君	11番　加藤　秀文君
12番　樫原　富子君	13番　松岡　信博君
14番　緒方　直樹君	15番　田中　義基君
16番　古川　　誠君	

欠席議員（１名）

８番　永友　良和君

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長　徳永　惠子君	事務局長補佐　永友　優一君
議事調査係長　宮本　敦子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	黒木　敏之君	副町長 ……	早瀬　哲郎君
教育長 ……	奥村　昌美君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……			横山　英二君
財政経営課長 ……	野中　康弘君	建設管理課長 ……	芥田　賢治君
農業政策課長 ……	飯干　雄司君	農業委員会事務局長 …	杉　　英樹君
地域政策課長 ……	山下　美穂君	危機管理課長 ……	宮越　信義君
会計管理者兼会計課長 ……			鳥取　和弘君
町民生活課長 ……	岩佐　康司君	健康保険課長 ……	井戸川　隆君
福祉課長 ……	杉田　将也君	税務課長 ……	濱本　生代君
上下水道課長 ……	松浦　郁雄君	教育総務課長 ……	日髙　茂利君

社会教育課長　……　濱本　明俊君

午前10時00分開議

○議長（古川　　誠）　おはようございます。

只今から本日の会議を開きます。

―――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１．議案第６９号

日程第２．議案第７０号

日程第３．議案第７１号

日程第４．議案第７２号

日程第５．議案第７３号

日程第６．議案第７４号

日程第７．議案第７５号

日程第８．議案第７６号

日程第９．議案第７７号

日程第１０．議案第７８号

日程第１１．議案第７９号

日程第１２．議案第８０号

日程第１３．議案第８１号

日程第１４．議案第８２号

日程第１５．議案第８３号

○議長（古川　　誠）　日程第１、議案第６９号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更についてから、日程第１５、議案第８３号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第４号）まで、以上１５件を議題とし、１議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第６９号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第７０号高鍋町青少年問題協議会条例の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　別の条例に組み込むことで問題なしとした理由は何なのか。また、あってなきに等しい条例を今まで黙認してきた理由は何なのか。今は青少年問題で一番気になるのは、不登校やひきこもりと、社会には目に見えないものが多くなっていると考えますが、そのような問題意識はないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（古川　　誠）　社会教育課長。

○社会教育課長（濱本　明俊君）　社会教育課長。まず、高鍋町子ども・子育て会議に組み

込みました理由についてでございます。

本条例は、昭和４７年に青少年の非行、不良行為、暴走行為の防止や矯正、関係機関の連絡調整を目的に制定をされておりますが、非行、不良行為等が減少していること、さらに、現在の青少年問題に対しては、既に各専門機関が連携し対応しているため、非行問題等に特化した事項を審議する本協議会を廃止し、今後は子ども・子育て支援施策を総合的に調査審議します高鍋町子ども・子育て会議の中で、福祉部門と教育部門が連携し、協議することがより実行性のある施策支援につながると判断したところでございます。

また、条例についてでございますが、非行等の減少に加え、様々な問題に対して関係課との連絡調整が行われているため、協議会開催に至らなかったのではないかと考えております。県におきましても、平成２６年４月に青少年問題協議会を宮崎県青少年健全育成審議会に統合し、青少年問題協議会に関する条例を廃止しております。本町の協議会については、現在まで条例の見直し、検討が十分に行われてこなかったため、条例の整理までに至らなかったものと考えており、今回、条例廃止について提案した次第でございます。

また、議員のおっしゃるとおり、現在は、社会では目に見えにくい不登校等の問題が増加し、大きな問題となっていると認識をしております。そのような問題に対しまして、各専門機関が連携し、対応を行う必要性がより高まっていることから、今後も福祉部門、教育部門が分野横断的に連携し、その早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで質疑を終わります。

次に、議案第７１号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　これは、職員間で話し合い、改正提案されているものかをお伺いしたいと思います。

また、これによって職員が培ってきた経験を評価できるのかどうか、確認をさせてください。

○議長（古川　　誠）　総務課長。

○総務課長（横山　英二君）　総務課長。お答えいたします。

まず、職員間の話合いについてでございますけども、職員労働組合と協議し、さらに、今年６月に５０歳以上の職員を対象とした処遇等に関する意識調査を実施し意見を募るなど、職員との情報共有及び意見交換を十分に図った上で提案に至ったところでございます。

次に、職員に対する評価についてでございますが、今回の条例改正は、職員がこれまで積み重ねてきた経験とそれに見合う職責の重さに対して経済的な評価を与えることで働きがいを維持し、引き続きその豊富な経験を組織に還元し続けてもらうための必要な評価措置であると考えております。

以上です。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで質疑を終わります。

次に、議案第７２号高鍋町印鑑条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　今、どの書類に対しても印鑑を廃止し、本人の署名によって確認できるとした風潮がありますけれども、この前、たまたま目にした事例で、娘さんの印鑑証明をつくり、印鑑証明を発行してほしいとの要望が出されておりました。職員の丁寧な説明にも耳を貸そうとせずにいた町民の方がいらっしゃいました。このように、新たに子どもの印鑑証明を親がつくりに来た場合、どういった対応をしていくべきなのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川　　誠）　暫時休憩いたします。

午前10時05分休憩

……

午前10時06分再開

○議長（古川　　誠）　再開いたします。

只今の質疑についてですが、本議案とは関連性がないと私自身認めますので、今回答弁は求めません。よろしいでしょうか。それでは、ほかに質疑はありませんか。

○７番（中村　末子君）　（　　）答弁をしてくれると思う。担当課長がそう言えばいいと思います。担当課長が。

○議長（古川　　誠）　今、私が。

○７番（中村　末子君）　担当課長が。今、事務局長が話合いをしたでしょ。あなたが、議長が話合いをしたわけじゃない（　　）。

○議長（古川　　誠）　暫時休憩いたします。

午前10時07分休憩

……

午前10時07分再開

○議長（古川　　誠）　再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで質疑を終わります。

次に、議案第７３号児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第７４号高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　以前から疑問に感じていたのですが、第２条の２に関しては、ネグレクトなど児童虐待に関しては、他人は分かっていても口に出せない、注意できない状況があると考えますが、これを調べてほしいなどという事案はどこで吸い上げていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川　　誠）　福祉課長。

○福祉課長（杉田　将也君）　福祉課長。本案につきましては、児童福祉法の改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が規定されたことに伴い、通報に対し町が行った措置について児童福祉審議会等に報告する必要があるため、当該事項を高鍋町子ども・子育て会議の所掌事務に追加するものでございます。

お尋ねのありました件についても答弁させていただきます。

ネグレクトなど児童虐待を発見したとき、また、虐待かもと感じたときは、児童相談所の２４時間対応の虐待対応ダイヤル「１８９（いちはやく）」や町福祉課子ども家庭支援センター「みらい」に電話することで、子どもの安全確保や必要な支援を受けるための第一歩となると考えております。通報後は、児童相談所と町が情報を共有し、連携して通報内容に応じ、対応を行っております。通告者は、秘密は守られますので、気になる事案があれば１８９（いちはやく）に電話をしていただければと考えております。

以上です。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　私がちょっと勘違いをしていたみたいですね。

それでは、誰が、内部告発ができる環境にあるのか。また、保育士などに対して親が告発する場合、自分の子どもを預けることができなくなるのではと考え告発できないと考えますが、それらに対してはどのような対応ができるとお考えなのかお伺いしたいと思います。

私は、なぜこのような質疑を行うのかという一番大きな理由は、兵庫県でしたかね、あそこの知事の、斎藤知事に対しての、そういう告発をしたせいで、いろんなＳＮＳ上の嫌がらせを受けて自殺されたという経緯がありますので。百条委員会のですね。だから、そういうことを考えたときに、やはり、保育士とか、それらに関する人たちの告発はなかなかできにくいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川　　誠）　福祉課長。

○福祉課長（杉田　将也君）　福祉課長。保育所等の職員による虐待等の不適切事案を発見し得る方については、当該保育所の職員、もしくは保護者が考えられると思います。議員がおっしゃるとおり、職員や保護者は、通報後のことを考えるとちゅうちょしてしまう場面が多くあると考えております。

今回の法改正は、通報を義務化することにより、ちゅうちょせず通報することを後押し

し、虐待等不適切事案を早期に発見し、子どもの安全確保を図る狙いがあります。従前から虐待等の情報提供があった場合の対応につきましては、児童福祉法や児童虐待防止法に基づいて対応することになりますが、法律の規定により、通報を受けた者は当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならないと定められており、このことを広く周知することが重要であり、通報があった際、そのことをしっかり説明し応対する必要があります。

実際に通報があった場合の町の対応といたしましては、まず対応方針を協議し、保育所等に対して事実確認を行うことになりますが、その際に情報提供者が特定されないよう、例えば、監視カメラを設置している保育所等であれば録画記録を確認する、また、施設職員から虐待と思われる事例がなかったか匿名による全職員アンケートを取るなどいった対応が考えられます。

本当、デリケートな問題で、対応が難しい状況でございます。繰り返しになりますが、通告したことが漏れることを懸念して通告をちゅうちょされることがないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　じゃあ、今、答弁があったことで、一つだけ確認させてください。

監視カメラというお話がありましたが、高鍋町内の保育所、学童保育を含めた形で、みんな全ての機関に監視カメラが、今、設置されているかどうか確認させてください。

○議長（古川　　誠）　福祉課長。

○福祉課長（杉田　将也君）　福祉課長。ちょっと全てにおいて、私、把握できていない状況はありますが、全施設に監視カメラが設置されている状況にはございません。ないところもあります。

以上です。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで質疑を終わります。

次に、議案第７５号高鍋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　これは、子どもを保育園に預けることの枠の拡大を図る環境を整えていくにはよいとは考えますが、この事業についての周知はどのように図っていくのかお伺いします。

○議長（古川　　誠）　福祉課長。

○福祉課長（杉田　将也君）　福祉課長。事業の周知についてでございますが、対象となる世帯に対して、文書によりお知らせをしたいと考えております。その後につきましては、出生届時や乳幼児健診、また、地域子育て支援センターでの案内など、機会を捉えて事業の周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで質疑を終わります。

次に、議案第７６号高鍋町保育所条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第７７号高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　水道事業の設置等に関する条例の新旧対照表を見たところ、給水人口、給水量ともに多く減っておりますけれども、給水人口については、これは何年かをめどにしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川　　誠）　上下水道課長。

○上下水道課長（松浦　郁雄君）　上下水道課長。給水人口についてでございますけど、第４次拡張事業の認可を受けるに当たりまして、令和６年度から１０年間の人口推計を行った上で、拡張事業終了年度の翌年度に当たります令和１３年度の数値を採用しております。この採用値につきましては、高鍋町の全体人口のうち、一ツ瀬営農飲雑用水広域水道企業団の給水人口を除いた高鍋町水道事業の給水区域内の人口によるものでございます。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで質疑を終わります。

次に、議案第７８号高鍋町公園条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第７９号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第５号）について質疑を行います。質疑はありませんか。１番、日髙正則議員。

○１番（日髙　正則君）　１番、日髙正則。委員会が違いますので、質疑を行いたいと思います。

３１ページの負担金補助及び交付金で、畜産競争力強化整備事業補助金３億５，４９９万７，０００円、示されておりますが、これはどのような内容なのかお伺いいたします。

○議長（古川　　誠）　農業政策課長。

○農業政策課長（飯干　雄司君）　農業政策課長。畜産競争力強化整備事業補助金の事業内容についてお答えをいたします。

本事業につきましては、川南町、高鍋町、新富町で採卵鶏４６万羽を飼養する養鶏事業

者が国庫補助の畜産クラスター事業を活用して、正祐寺地区の農場敷地において、鶏舎、集卵施設及び鶏ふん処理施設を新設及び更新するものでございます。新設する鶏舎は、収容羽数１０万２，０００羽のウインドレス鶏舎で、整備後の高鍋町における同社の飼養羽数は、約１９万２，０００羽となる計画でございます。今回の整備によりウインドレス鶏舎の整備による育成率、産卵率を中心とした鶏卵生産性の向上を図るとともに、機械化及び自動化により職員１人当たりの飼養羽数を引き上げ、生産された堆肥は耕種農家へ供給することで耕畜連携と資源循環型農業の推進にも取り組み、コスト競争力のある鶏卵の生産を行うことが可能となるものでございます。

以上でございます。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　ちょっと項目が何項目かありますので、よろしくお願いしたいと思います。

今、町民からは、なぜ高鍋町はおこめ券などの支援がないのかと聞かれますが、今回の予算を見てもそのような内容は見受けられませんが、国の政策ではあるようですが、予算化できなかった理由は何なのかお伺いします。

繰越明許費に関して、明確な理由の分かるものはいいのですが、今予算を出して繰越明許費を出すというのは、明確な支援内容が見えないのですが、どうでしょうか。

重層的支援体制整備事業交付金がありますけれども、これは不足分が補助されたということなのか、支出で工事請負費があると思いますが、工事をするためにこじつけた予算となるのかどうかお伺いしたいと思います。

支出で空き家バンク物件調査手数料がありますが、どのような調査であり、数多くある空き家についてどう選択しているのか、基準はあるのかお伺いします。

行旅死亡人の葬祭費がありますが、親族が判明しない場合の対応はどうなっているのかお伺いします。

１番議員が質疑をされましたけれども、畜産競争強化整備促進事業補助金について、なぜ１件のみと、そういうのが上がってきたのか。これは、本当に私は危惧しておりますけれども、１件のみということになると、ほかの畜産競争力強化整備促進事業に値するようなところから何も出ていないということなのかお伺いしたいと思います。

細かいことですが、町内飲食店実態調査業務委託とありますが、どのような調査を行いどこに委託をするのかお伺いします。

公園管理費支出がありますが、公園整備計画はあるのかどうか、しているのかどうかお伺いします。

なお、畜産競争力の問題については、私が出しました総括質疑の内容と大幅に違いますので、その分は申し訳なく思っております。

○議長（古川　　誠）　地域政策課長。

○地域政策課長（山下　美穂君）　地域政策課長。地域政策課関係部分についてお答えいた

します。

まず、食料品の価格高騰対策としてのおこめ券等の予算を今回計上されていない理由についてでございます。本町におきましても、食料品の価格高騰に対する支援策の必要性は十分認識をしているところです。現時点では、国の重点支援地方交付金の具体的な配分額や制度の詳細等が確定しておりませんので、今回の補正予算には計上しておりません。当該交付金の詳細が明確になりましたら、本町の特性に合いました支援策を判断し、でき得る限り早期に実施できるよう尽力をしたいと考えているところでございます。

次に、空き家バンク物件調査についてでございます。物件等の所有者等が空き家バンクへの登録を希望された物件についての調査を行うものでございます。居住することができる状態であるか、また、改修を要するかなど、不動産事業者の方と一緒に物件の内観及び外観を確認し、空き家バンク会議に諮るための事前の調査を行うためのものでございます。

最後に、町内飲食店実態調査業務委託についてでございます。本調査につきましては、地域経済の振興・活性化を図るための基礎情報として、町内飲食店の実態調査を行う予定としているところでございます。なお、業務委託先につきましては、これらの調査を円滑に進めることができる事業者への委託をしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（古川　　誠）　農業政策課長。

○農業政策課長（飯干　雄司君）　農業政策課長。まず、繰越明許費についてお答えをさせていただきます。

繰越明許費の畜産競争力強化整備事業３億５，４９９万７，０００円についてお答えをいたします。本事業につきましては、現在予定されているスケジュールでは、国の交付決定が３月となる見込みであり、事業完了が令和８年度にずれ込むことが確実と思われるため、繰越明許費の設定をするものでございます。

続きまして、同じく繰越明許費、県営土地改良事業４，７２５万円についてお答えをいたします。本事業につきましては、老瀬地区の農地基盤整備事業を県営事業として実施するものでございます。国の補助がつく見込みとなったことから、１１月に開かれました県議会に当該事業の補正予算が増額提案されるとともに、事業が来年度までかかる見通しであり繰越明許費が併せて設定されたため、町におきましても繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、畜産競争力強化整備促進事業補助金についてお答えをいたします。

本事業につきましては、畜産農家、ＪＡ、ＪＡ共済、県、市町村など地域の畜産関係者が連携して収益性の高い畜産を実現するための施設や機械の導入を支援する事業で、一般的に畜産クラスター事業と呼ばれております。施設整備の要件等についてでございますが、収益性向上に必要な施設の整備であることが要件となり、１件当たりの補助額が単年で５億円、２か年事業としては１０億円の補助上限額で事業計画が可能でございます。成果目標につきましては、１頭当たりの販売額の増加、生産コストの削減、所得の増加の３つ

の指標が設定され、そのいずれかを整備後５年以内に１０％以上向上されることが要件となっております。制度上、個人経営者につきましても要件を満たせば活用いただけるものでございますが、事業費が大きくなりますので、児湯農林振興局管内におきましては、個人でこの事業に取り組んだことはないということでございます。

なお、今年度におきましては、今回補正を上げたのは、クラスター協議会から町のほうに補助金が下りてきて事業費に充てるものですが、町を通らない、クラスター協議会も通らない、国から直接事業者に行く補助金もございます。

機械の導入事業につきましては、高鍋町の畜産農家が１件取り組んでいるものでございます。

以上でございます。

○議長（古川　　誠）　建設管理課長。

○建設管理課長（芥田　賢治君）　建設管理課長。建設管理課関係部分についてお答えいたします。

繰越明許費の蚊口海浜公園管理棟改修事業についてでございますが、蚊口海浜公園の管理棟におけるトイレを増設するための設計業務委託費になります。トイレ改修工事に着手する前の設計業務には、現地調査等も含め、相応の日数と期間を要します。そのため、年度内に業務を完了することが困難となる見込みでありますので、翌年度に予算を繰り越して使用できるよう繰越明許費として計上したものでございます。

次に、公園整備計画についてでございますが、現在、高鍋町公園施設長寿命化計画を策定し、その計画に基づき、順次事業を進めているところでございます。今回の補正予算で計上しております管理費は、この長寿命化計画に基づく事業とは異なり、公園の維持管理に必要な予算を計上したものでございます。

○議長（古川　　誠）　福祉課長。

○福祉課長（杉田　将也君）　福祉課長。福祉課関係についてお答えいたします。

まず、重層的支援体制整備事業交付金についてでございますが、今回の補正は、令和８年度からこども家庭センターを健康づくりセンター内に開設するために必要な施設設備の改修工事及び備品購入を行うための予算を計上するもので、こども家庭センター開設準備経費として、本交付金の対象となるため、今回の補正で歳入歳出をそれぞれ計上するものでございます。

次に、行旅死亡人の親族が判明しない場合の対応についてでございますが、本人が亡くなった時点で親族等がいないため、葬儀、火葬ができない場合は、町福祉課により火葬を代執行し、その費用を町が行旅死亡人葬祭費から支出しております。その後、本人の相続人の有無等を確認するため、本人の戸籍を遡り、調査を行っております。相続人がいた場合は、相続人全員に対し文書を発送し、遺骨及び遺留金品の受領等について意思確認を行い、引渡しを実施しております。相続人がいない場合は、本人の遺留金を葬祭等に要した費用または葬祭扶助費に充当しております。それでもなお残余の遺留金品が生じる場合に

は、民法上、相続財産清算制度や供託制度を利用することが考えられますが、本町におきましては、現時点でそこまでいった事例はございません。

以上です。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　ちょっと、私、議長にお願いがあるんですが、先ほど畜産競争力強化整備促進事業補助金、これは、もう計画書が出されているからこの補助金が恐らく認定されているのだろうと思いますので、この詳細な内容をこっちで上げていただきたいと思いますが、どうでしょうか、資料を。

○議長（古川　　誠）　暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

……

午前10時30分再開

○議長（古川　　誠）　再開いたします。

只今確認しましたところ、委員会の資料として提出をされるそうなので、よろしいでしょうか。

○７番（中村　末子君）　はい、いいです。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで質疑を終わります。

次に、議案第８０号令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第８１号令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第８２号令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第３号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第８３号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第４号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第６９号から議案第７６号、議案第７８号及び議案第７９号の１０件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　異議なしと認めます。したがって、議案第６９号から議案第７６号、議案第７８号及び議案第７９号の１０件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第７７号及び議案第８０号から議案第８３号の５件につきましては、議長を除く１３名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　異議なしと認めます。したがって、議案第７７号及び議案第８０号から議案第８３号の５件につきましては、議長を除く１３名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

……

午前10時34分再開

○議長（古川　　誠）　再開いたします。

先ほどの特別会計等予算及び条例審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

同委員長に田中義基議員、同副委員長に橋重文議員がそれぞれ互選されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（古川　　誠）　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時34分散会

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――